

九州キャラバンについて

日本弁理士会九州支部 支部長 原崎 正

要 約

弁理士知財キャラバンは中小企業の知財の掘り起こしを担うもので、知財コンサルティングのスキルを持った支援員の養成と、支援を要望する中小企業に養成した支援員を派遣することです。これを実現するために、平成27年6月5日に九州支部にも九州キャラバンが設置されました。九州キャラバンは九州キャラバン委員の下で、履修支援員及び推薦支援員から支援弁理士候補を選出し、又九州支部管轄地域内の弁理士知財キャラバン事業の支援対象とする中小企業の募集及び募集のための事業を企画・実行します。九州キャラバン履修支援員には、3回の座学によるコンサルティング研修と、その後の2回の企業訪問型コンサルの実施研修が科せられています。九州キャラバン広報活動は、パンフレットの配布、九州キャラバンの説明会、中小企業への直接の訪問などで、11月になってから、九州キャラバン委員の主導による本格的な広報活動に入る予定です。

目次

1. はじめに
2. 九州キャラバンの内容
 - (1) 九州キャラバンの立上式
 - (2) 九州キャラバン委員
 - (3) 九州キャラバン履修支援員
 - (4) 九州キャラバン広報活動
3. おわりに

1. はじめに

弁理士知財キャラバンは中小企業の知財の掘り起こしを担うもので、平成27年度からスタートする新事業です。その大きな柱は、知財コンサルティングのスキルを持った支援員の養成と、支援を要望する中小企業に養成した支援員を派遣することです。

これを実現するために、全国に設置された9つの支部の管轄地域毎に、弁理士知財キャラバンが設置されることになり、九州支部にも設置されることになったのです。

2. 九州キャラバンの内容

(1) 九州キャラバンの立上式

平成27年6月5日(金)、午後4時30分、福岡朝日ビルB1階で、日本弁理士会東京本部から伊丹会長、岩壁副会長、松浦キャラバン統合ワーキンググループ長を迎えて、九州支部における弁理士知財キャラバン

(以下「九州キャラバン」)の立上式が行われました。

伊丹会長は冒頭の挨拶で、

「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」

日本弁理士会は、この使命に基づく重要な柱として、新たな中小企業支援施策である弁理士知財キャラバン活動をここに立ち上げます。これは訪問型支援により、中小企業に、知財戦略・知財経営の重要性に気づきを与え、知的財産の積極的活用を促すものです。

この施策の下、弁理士知財キャラバンを各地に設置し、知財コンサルティングのスキルを持った先導的弁理士を、要望のある中小企業に派遣します。また、新たに支援員養成研修制度を設け、知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を多数育成し、支援能力を強化します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

そしてこの施策の実践を通して、弁理士が、経営に参画するためのスキルをさらに磨き、クライアントの信頼と絆を確固たるものとし、もって専権を有する弁理士としての社会的使命を果たしていくことを強く念じている次第です。

知財立国を強化する一助となれば幸いです・・・・・・・・」

と述べられた。

このあと、伊丹会長から九州支部に九州キャラバンの設置に関する職務権限及び事務委嘱の依頼がありました。職務権限及び事務委嘱の内容は次の通りです。

【職務権限】

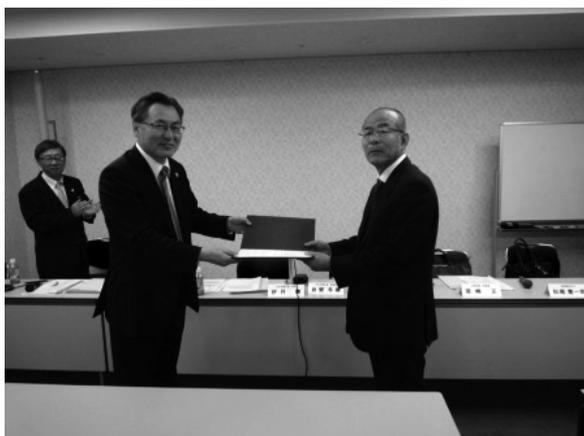
中小企業支援統括本部の指示のもとに弁理士知財キャラバン事業を支部管轄地域（九州・沖縄の8県）において実行すること。

【事務委嘱】

1. 知財コンサルの知見を有する者を推薦支援員としてキャラバン統合ワーキンググループへ推挙すること。
2. 弁理士知財キャラバン事業の支援対象とする中小企業の募集及び募集のための事業を企画・実行すること。
3. 履修支援員及び推薦支援員から支援弁理士候補を選出し、キャラバン統合ワーキンググループを介して日本弁理士会会長に推薦すること。
4. 支援弁理士の派遣事務を実行すること。
5. その他、キャラバン統合ワーキンググループとの連携の下に、関連事業及び関連手続を実行すること。

当日は、九州支部の総会の日でもあり、総会に出席した支部会員は直後に行われた九州キャラバンの立ち上げ式にもそのまま参加する機会が与えられ、伊丹会長の冒頭の挨拶の内容から九州キャラバンの意義を理解できたことと思います。

九州キャラバンはこの日からスタートしたのです。



(2) 九州キャラバン委員

九州キャラバン委員は、九州支部会員の履修支援員及び推薦支援員から支援弁理士候補を選出し、キャラバン統合ワーキンググループを介して日本弁理士会会長に推薦するという公平無私な重要な役割を担います。

このため、この目的に合致する委員として、弁理士登録20年以上で支部長経験者の条件の下で選任に当たり、最終的に4名の候補者が上がりました。そして、7月10日の支部役員会でこの4名の候補者が正式に承認されたのです。その後、4名の委員はキャラバン統合ワーキンググループからもそのまま容認されました。

九州キャラバン委員はこれ以外の役割として、九州支部管轄地域内の弁理士知財キャラバン事業の支援対象とする中小企業の募集及び募集のための事業を企画・実行することも担っています。

九州支部の下には活動委員会、地区委員会（福岡・沖縄委員会、佐賀・長崎委員会、大分・宮崎委員会、熊本・鹿児島委員会）という2つの委員会がありますが、九州キャラバン委員はこれらの委員会を通じて、九州キャラバンを遂行する予定です。つまり、九州キャラバン委員は九州キャラバンを遂行するための司令塔としての役割も担っているのです。

九州キャラバン委員の方々は九州管内きってのキャリア十分かつわもの集まりですので、活動委員会と地区委員会のメンバーを使って、九州キャラバンをきつと成功に導いてくれるものと信じています。

(3) 九州キャラバン履修支援員

九州キャラバン履修支援員の研修には20数名の応募があり、九州支部のテレビ会議を利用して、7月から3回の座学によるコンサルティング研修が開始されました。3回の座学修了者にはその後、2回の企業訪問型コンサルの実施研修が科せられています。10月末の段階で座学3回及び実施研修2回を修了して履修支援員になった支部会員は1名です。11月に入ってから履修支援員も増えてくるものと思います。

ところで、座学受講者の要望として、九州支部のテレビ会議室の部屋は20名も入るといっばいで机も置けない有様で、もっと広い部屋で机も置ける環境の下で受講したかったということがあがっています。

それよりももっと切実な要望は、福岡市にある九州

支部での受講でなく、各自の事務所でインターネット配信による受講ができないかということです。九州支部は九州でも北に位置する福岡市に在ります。九州の他県から福岡市の九州支部まで来るのに、片道3時間以上もかかることはざらで、しかも交通費も自前ですので、福岡以外の支部会員には時間的、経済的な負担も無視できない状況にあります。

今後の座学による履修支援員の研修に当たり、これらのことを考慮して、是非インターネット配信による受講ができるようにしていただければと願っています。

(4) 九州キャラバン広報活動

九州支部としての九州キャラバン広報活動につきましては、九州経済産業局の特許室、中小企業基盤整備機構、それに九州支部10周年記念式典での説明程度で本格的な活動には至っておりません。会員各位では個人的に例えば7月に行われた九州支部10周年記念式典の案内に際して、訪問した公的機関に九州キャラバンについて広報活動をしたと思います。私も個人的に記念式典の案内に際し、九州キャラバンについて説明したところ、市や商工会議所は興味を示していました。

九州支部として本格的な広報活動を行わなかったのは、10月中旬頃までは九州支部の履修支援員が未だ決まっていなかったからです。このような状況のもとで、広報活動を行って、万が一、九州キャラバンの支援企業について多数応募があったとき、履修支援員を派遣できず、応募した中小企業にその間待っていただき、不愉快な気分させたくないと考えたからです。特に出だして躓き、九州キャラバンについて悪評が広がるのを恐れたのです。

前に触れましたように、11月頃からは履修支援員も増えますし、履修支援員による中小企業への訪問型支援も軌道に乗ると考えられますので、11月になってから、九州キャラバン委員の主導による本格的な広報活動に入る予定です。

広報活動の中味としては、パンフレットの配布、九州キャラバンの説明会、中小企業への直接の訪問などが考えられます。

このうち、パンフレットの配布先としては、中小企業との接点が多い商工会議所、市町村の担当窓口、各県の知財総合支援窓口や発明協会などが考えられます。この中で知財総合支援窓口や発明協会への働きかけは、九州経済産業局の特許室や知財活用支援センターなどを通じて行うことで、より協力を得られやすくなるのではと思います。この場合、知財総合支援窓口や発明協会などが行っている事業と九州キャラバンの中小企業支援事業とが競合しないことを十分に納得していただくことが必要ではないかと個人的には思っています。

また、商工会議所などでキャラバンについての説明会などを開くことになった場合、本会から講師を派遣していただければと思います。

3. おわりに

私がこの特許業界に入ったのは30数年前のことですが、最盛期には特許と実用新案を合わせて年間50万件もあったときいています。当時は今のように複数の発明や考案を一つの願書で出願できない事情もありましたが、それにそのころは、実用新案の出願件数が特許出願の件数よりも上回っている時期もありました。私の記憶では年間の実用新案の出願件数が20万件、特許が16万件のときもあったように思います。

その後、日本の製造業が絶頂期を迎えると特許出願が30万件を大きく超える時代が続き、その一方、実用新案の出願件数は少し減って15~16万件で推移したように記憶しています。

ところが、平成6年の法改正で実用新案が無審査になると同時に、実用新案の出願件数が劇的に減少し、それ以降1万件を下回り、現在に至っております。

知財キャラバンが対象とする中小企業の技術に関する知財は、特許よりむしろ実用新案になることが多いかもしれません。今回、この知財キャラバンを通じて少しでも実用新案の出願件数が前年よりも上回る事になれば、知財キャラバンは成功であったのではと個人的には思います。

以上
(原稿受領 2015. 10. 30)